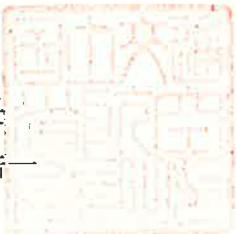


国官参事第768号
令和元年10月8日

日本トランസオーシｬン航空株式会社
代表取締役社長執行役員
青木 紀将 殿

国土交通省航空局長
和田 浩一



運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(厳重注意)

令和元年6月8日、JTA021便（東京国際空港発 宮古空港着）に乗務予定の機長について、乗務前のアルコール検査を実施したところアルコールが検知されたため、当該便及び後続便のJTA556便（宮古空港発 那覇空港着）の2便が欠航した旨、同日に貴社から航空局に報告があった。

航空局において、貴社から本事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第134条に基づく立入検査を同年7月10日及び11日に実施して事実確認をした結果、当該機長（当時）は、乗務前日に過度な飲酒し、乗務当日の朝から飛行勤務開始時刻にかけて会社貸与の検知器を使った自主的なアルコール検査でアルコールが検知され、当該機長の乗務前のアルコール検査を先に行うことなく、飛行勤務の一環であるブリーフィングを実施したことが判明した。また、当該便に乗務予定の副操縦士は、当該機長が乗務前アルコール検査を行っていないことを認識しながら、当該機長の乗務前のアルコール検査を先に行うことなくブリーフィングを実施したことが判明した。これは航空法第104条第1項に基づき認可された貴社の運航規程において、運航乗務員が出頭した際に心身等の状態について相互に確認し合う規定、酒気を帯びての飛行勤務を禁止する規定及び飛行勤務開始時に乗務前アルコール検査を実施する規定に違反し、航空法第119条第2号に該当するものである。

また、他社において相次いで発生した飲酒に起因する不適切事案を受け、航空局が乗務前後におけるアルコール検査の義務化等のため関連通達を改正及び制定（平成31年1月31日付け国空航第2282号）し、同年4月1日から施行され、

航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことは、飲酒に関する意識が希薄であったと言わざるを得ない。

さらに、上記事案に関しては、別紙のとおり社内安全管理体制が不十分であったことも判明した。公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、厳重に注意する。

ついては、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、令和元年 10 月 23 日までに文書にて報告されたい。

以上

不十分な安全管理体制

- ・貴社は、会社貸与の検知器を使った自主的なアルコール検査でアルコールが検知された場合の運航乗務員及び貴社の対応について具体的に示していなかった。
- ・運航規程上では、飛行勤務開始時にアルコール検査による酒気帯びの有無を確認するとともにその遵守について乗員相互間において確認することが規定されているが、貴社の Operations Guide では出発前までにアルコール検査結果について相互に確認することと記載されており相互確認の時期が不明確であるため、副操縦士は、機長がアルコール検査を実施せずにブリーフィングを開始したことについて、適切な助言が行えなかった。
- ・貴社は事前に当該機長に関して飲酒量が比較的多いことをスクリーニング等により把握していたものの、適切な対応がとれなかった。
- ・貴社は、運航乗務員に対して乗務前におけるアルコールの適正な摂取量に関する教育や周知を行っていたが、当該機長は過去の経験から、適切なアルコール摂取量を認識せずに飲酒し飛行勤務開始前まではアルコールは分解されるものと解釈したことから、飲酒量等に対する認識が不足しており、アルコール教育の浸透が不十分であった。

以上